

施 工 条 件

目 的	・ 本工事は、公共下水道管布設を目的とする。
工程関係	・ 工期は、雨天、休日、年末年始等を見込み、契約の翌日から 7 6 日間とする。 ・ 生活道路のため、工事期間中は、警察、商業施設、近隣住民との調整を詳細にすること。 ・ 工事期間中は、週間工程表及び月間工程表を打合せ簿として適宜提出すること。
仮設関係	・ 建設工事公衆災害防止対策要綱等の関係法令を遵守し、現場に適切な土留めを行い施工すること。なお、土留めの方法については、着工前に施工計画書に明記し、監督員へ提出し適切な指導を得ること。
用地関係	・ 当該道路は市道及び私道であるため、工事前には、必ず境界杭の有無を調査し、杭の間隔及び杭の種類について監督者に報告ののち工事を行うものとする。また、工事後においても速やかに杭の確認を行い、監督者に境界確認書を提出するものとする。基準点についても同様とする。 ・ 境界杭は、出来る限り抜かずに施工することとし、やむを得ず抜いて施工する場合は、現状の位置に正確に復旧出来るように対策をとること。 ・ 作業ヤードを賃貸借等する場合は、地権者対策を施工者側責任において負担すること。
公害対策関係	・ 建設機械による作業の場合、空ぶかしをやめ短時間の待ちあわせ時でも出来る限りエンジンを止めるなど不必要な騒音、振動を出さないよう注意すること。
安全対策関係	・ 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するほか、警察等第三者との協議に基づき実施するものとする。 ・ 警察等第三者との協議の結果または条件変更に伴い、変更する必要が生じた場合は別途協議する。 ・ 本工事に伴う交通誘導員 B は、休憩交代人員を含め、昼間 5 1 人を見込んでいる。
工事用道路関係	・ 運搬路に使用する既設道路の清掃につとめること。また、迂回道路を含め、既設道路の舗装等に補修の必要等が生じた場合は、別途協議する。
残土・産業廃棄物関係	・ 別紙のとおり。
工事支障物件等	・ 工事施工中に不明な地下埋設物等の支障物件が生じた場合は速やかに報告し、別途協議する。
公共污水柵	・ 公共污水柵設置位置申請書は、原則、受注者が取得すること。ただし、受注者において取得が困難な場合は、発注者においても補助し取得を行う。 ・ 工事完了後、公共柵出来形調書のデータを提出すること。
その他	・ 施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準によるものとする。 ・ 工事区間の家屋の塀等については、施工の事前、事後に写真撮影等の調査を行い、その結果を監督員に報告（場合によっては提出）するものとする。 ・ 関係住民に本工事の概要及び連絡先等を、ビラあるいは回覧等により周知しなければならない。なお、ビラ等の内容については監督者に了承を

	得ること。 ・ 施工計画書については、工事の２週間以上前に必ず提出し監督者の承認等を得ることとする。提出無き場合は、工事の中断もあり得る。 ・ 現場における標示施設等の設置（看板の設置）については、『現場における表示施設等の設置基準等の一部改正について：平成１８年３月３１日付け国土交通省道路局長通知』により行うこと。 ・ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 ・ 受注者は建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則１カ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則４０日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。 ・ 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休２日に取組む旨を協議したうえで工事を実施する週休２日促進工事（受注者希望方式）である。受注者は、週休２日の取組み希望がある場合、工事着手前に監督職員に工事打合簿等で報告するものとする。 なお、週休２日対象期間とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までをいう。 週休２日制の実施にあたっては、千葉県発出の「週休２日制適用工事試行要領」に基づき行うこと。 ・ 工事関係書類については、千葉県発出の「土木工事書類作成マニュアル」に準じる。
--	---

工 事 仕 様 書

千葉県土木工事共通仕様書に準ずる。

（なお、千葉県土木工事共通仕様書中、
第 3 編土木工事共通編、第 1 章総則第 1
節総則 1－1－6 工事完成図書納品の
2 は適用しないものとする。）

土木工事特記仕様書

設計変更等については、契約書第 19 条から第 25 条及び千葉県土木工事
共通仕様書共通編 1-1-1-15 から 1-1-1-16 に記載しているところである
が、その具体的な考え方や手続きについては、「千葉県工事請負契約にお
ける設計変更等ガイドライン（総合版）令和 3 年 1 月（千葉県県土整備
部）」によることとする。

本工事が施工合理化調査の対象工事となった場合、記入要領等に基づき、
調査票の作成を行うものとする。

本工事が諸経費動向調査の対象工事となった場合、調査票の作成を行う
ものとする。調査票については工事終了後速やかに提出するものとし、
詳細については監督員と協議することとする。

工事カルテ作成・登録に関する特記仕様書

第1条 工事カルテ作成・登録

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員に提出し、確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、請負者は、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出するものとする。

なお、「工事カルテ」の登録申請は次によるものとする。

（１）受注時登録データの提出期限は、契約締結後、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内とする。

（２）完了時登録データの提出期限は、工事完成后、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内とする。

（３）施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に変更データを提出するものとする。

なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

（４）登録データに訂正があった場合は、適宜提出するものとする。

施工に関する特記仕様書

1. 舗設にあたって、マンホール・縁石・側溝等の露出構造物との摺り付けは、2 c m以内とし、2 c mを超える場合はやり直しとする。
2. やむを得ず段差が生じると思われる場合は、事前に監督員と協議する。
3. 舗設にあたって図面上で標準断面図を採用している場合又は、変則的な勾配がある場合は、事前に監督と協議すること。
4. 舗装版の取り壊しにあたって路面に打たれている公共下水道取付管のオフセットが記されている鉋又は、その他の杭等が事前に確認されている場合、舗設後現位置に復旧すること。
5. 工事着手にあたり事前に道路管理者へ着手届等を提出すること。
6. 大雨等に関する気象情報により、相当の降雨が事前に予想される場合には、原則として当日の工事を中止すること。
7. 気象警報・注意報のみならず、雨量データ等のリアルタイムの情報について、工事現場において速やかに取得できる体制を構築するとともに、当該情報を工事中止の判断に活用すること。
8. 大雨等の対応について施工計画書において対応等の安全管理対策を計画すること。また、大雨時には工事現場のパトロールし安全対策について万全を期すること。
9. 本工事の施工にあたり下記機種の建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日建設省経機発第249号 最終改正平成22年3月18日)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。

機 種	備 考
・ バックホウ ・ トラクターショベル 車輪型 ・ ブルドーザー	ディーゼルエンジン(出力7.5kw~260kw)を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

鎌ヶ谷市下水道工事取付管工に関する特記仕様書

公共汚水枳設置に際し、取付管及び公共枳の管理を下記のとおり行うこととする。

記

1 写 真 管 理

- ①取付管及び公共枳は 1 箇所ごとに風景等により位置が明確となるように全景で写真を撮影すること。その際、官民境側の取付管口よりスタッフをあて、現況地盤高からの土被りを明確にすること。
- ②黒板に次の項目を明記し撮影をすること。
 - a 工事件名
 - b 家屋又は土地所有名
 - c 地番
 - d 土被り及び管種・管経

2 現 場 管 理

取付管及び公共枳のオフセット位置には、青鋲（青杭）を設けること。

3 書 類 管 理

- ①オフセット図（ $S=1/100$ 以下）を取付管ごとに作成すること。また、オフセット図には工事件名・所有者・地番・土被り・管種・管径を記入すること。

特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置に関する特記仕様書

第2条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- 1 特定建設資材の分別解体等・再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再生資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と請負者との間で確認される事項であるため、発注者側が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

- 2 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・ 再生資源化等が完了した年月日
- ・ 再生資源化等した施設の名称及び所在地
- ・ 再生資源化等に要した費用

なお、書面に添付する資料は、建設リサイクルガイドラインに定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を使用するものとする。

第3条 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

- 1 法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届け出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこととする。
- 2 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。
- 3 書面は施工計画書に添付するものとする。

①分別解体の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土木工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（ ）	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当のない場合は記載の必要はない。

建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2020」及び「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。
また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を作成し、出力した様式を各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。
- 2) 建設副産物の処理に先立ち、別紙の「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。
- (3) 建設副産物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理委託契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- (4) 建設副産物の処理完了後速やかに、別紙「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等(受入伝票、写真等)を証明する資料を監督職員に提示し、確認を受けること。
- (5) 建設廃棄物の処分にあって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引き渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報を、パソコンにより印刷し提出すること。

令和 年 月 日

建設副産物処理承認申請書

工 事 名	工 期 年 月 日～ 年 月 日	請負業者名	住 所
工事場所	処 分 期 間 年 月 日～ 年 月 日	現場代理人	電 話 番 号

建設副産物	建設発生土 (m ³)	路盤廃材 (トン)	アスコン塊 (トン)	コンクリート塊 (トン)	建設汚泥 (m ³)	汚泥と廃アルカリの混合物 (kg)
処分場所 所在地 電話番号						
地 目		—	—	—	—	—
面積 × 高さ	m ² × m	—	—	—	—	—
処理業の 許可番号	—					
許可期限		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
農地転用等 許可番号		—	—	—	—	—
処分数量	m ³	トン	トン	トン		
処分費用	円/m ³	円/トン	円/トン	円/トン		
運搬距離	km	km	km	km	km	km
運搬業者 下請業者名 同電話番号 収集運搬 許可番号	元請 下請 —	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請

(注) 1. 工事現場と処分地の関係がわかる図面を添付のこと。(5万分の1、A4)
 2. 建設廃棄物処理の場合は、「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。
 3. 処分費用とは運搬費を含まない単位当たり処分費とする。
 4. この申請書は、1部提出すること。

建設副産物処理調書

令和 年 月 日

工 事 名	工 期 年 月 日～ 年 月 日	請負業者名	住 所
工事場所	処分期間 年 月 日～ 年 月 日	現場代理人	電 話 番 号

建設副産物	建設発生土 (m ³)		路 盤 廃 材 (トン)		ア ス コ ン 塊 (トン)		コ ン ク リ ー ト 塊 (トン)		建設汚泥 (m ³)		汚泥と廃アルカリの混合物 (k g)	
処 理 場 所												
運 搬 距 離	k m		k m		k m		k m		k m		k m	
年 月	数 量	累 計	数 量	累 計	数 量	累 計	数 量	累 計	数 量	累 計	数 量	累 計
合 計												

(注) 1. この調書は1部作成し、提出すること

(1) 指定処分 (A) (工事間流用) の場合

ア 搬出先（相手先工事名、場所等） 工事 市 町地先

イ 土質及び処分量 第 種建設発生土 m3

ウ 搬出時期 年 月 ～ 年 月

(2) 指定処分 (A) (その他) の場合

(3) 指定処分 (B)

2. 路盤廢材

3. 建設廃棄物

(1) アスコン塊 (2.5m³) は、片道運搬距離 8.3k m の柏市風早 1-5-1 の東京石油興業(株)中間処理センターへ搬出する。

(2) コンクリート塊 (t) は、片道運搬距離 k mの へ搬出する。

(3) 建設発生木材 (m³) は、 市 地内、片道運搬距離 k m の に搬出するものとする。

(4) 建設汚泥 (m³) は、片道運搬距離 kmの へ搬出する。

なお、搬出に先立ち受入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

(5) 舗装版切断時に発生する排水(74L)は、片道運搬距離 10.2 km の八千代市吉橋字内野 1075-9 の千葉丸辰道路(株)八千代工場へ搬出する。

(6) 本工事により発生する既設水道管φ mm(L= m)は、片道運搬距離 kmの に
運搬し処理するものとする。なお、搬入時は、千葉県企業局の伝票を持参すること。

公共枿設置及び取付管布設に関する特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「土木工事共通仕様書」第1編第1章第1節における用語の定義に規定する特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は土木工事共通仕様書によるものとする。

2. 特記事項

2.1 施工計画書の提出

請負者は工事の実施に当たり施工計画書を提出すること。内容については土木工事共通仕様書に準ずるものとする。

2.2 使用材料の確認

請負者は工事の実施に当たり、あらかじめ使用材料の確認を監督員に得ること。

2.3 工事施工

(1) 公共枿設置及び取付管施工

①公共枿の構造

- ア. 公共枿は原則として内径20cmとし3方向流入とする。
- イ. 蓋には管理区分を明確にするため、必ず市章入りのものを用いる。
- ウ. 蓋は鎖（ステンレス製）付きとする。
- エ. 深さ1.5mを越える場合は、縦型のインバート枿（底部有孔）を使用するものとする。

②公共枿の設置

- ア. 公共枿の設置は官民境界から1m以内の民地側とする。ただし、敷地の余裕がない等やむを得ない場合は公道上に設置しても良いが、この場合は市と協議の上設置するものとする。
- イ. 駐車場等車の出入りの激しい場所はなるべく避けるものとし、もしその場合でも耐久性のある蓋、基礎等十分考慮するものとする。
- ウ. 公共枿は漏水がないように水密でなければならない。
- エ. 枿に接続する管は枿の内縁まで押し込み、接合部は漏水しないように十分に接着剤を施すこととする。

③取付管の施工

取付管の各部の施工に当たっては次のことに注意すること。

- ア. 掘削深が1.5mを超える場合は山留めを設置すること。

イ. 支管接合

- a. 本管と枿との位置関係を考慮して支管の取付位置を決定する。
- b. 専用ホルソーを用いて本管のせん孔を行う。
- c. 取付管は本管の中心線から上方に取り付ける。
- d. 塩化ビニール管専用接着剤を用いて接合する。

ウ. 取付管の管種及び管径

管種は硬質塩化ビニール管（VU管）とし、管径は最低150mmとする。

エ. 取付管の配置

布設方向は本管に対して直角に布設する。

オ. 取付管の勾配

取付管の勾配は1/100以上とし、土被り深さは0.65m以上とする。

カ. 取付管の布設

取付管・曲管等を仮置きし、受け口で無理に曲げることのないようにし、必要ならば床付け面を修正し接合する。

キ. 枿との接合

枿との接合には必ず自在曲管を用いる。

ク. 埋め戻し

- a. 埋め戻し土は山砂又は改良土とする。
- b. 埋め戻しは管渠の接合部が十分に固まってから行うこと。
- c. 埋め戻しに当たっては一層の厚さを 20~30cm 以下とし、各層毎にランマー、木ダコ等で十分に締め固め、必要に応じて水締めをすること。なお、支管部分は曲げ荷重を受けやすいので特に入念に締め固めること。

④道路復旧

- ア. 公道の場合は、道路河川管理課の鎌ヶ谷市道路復旧図に従うこと。
- イ. 私道の場合は、監督員の指示に従うこと。

(2) 工事写真の撮影

- ①写真撮影に際しては小黒板に次のことを必ず記入し、少なくとも②の内容を撮影すること。

- ア. 工事件名
- イ. 工事場所
- ウ. 申請者氏名
- エ. 施工状況（説明、略図）
- オ. 施工者

②写真撮影の必要項目

使用材料の撮影を必ず行うこと。

撮影方向はなるべく同一とすること。

ア. 公共樹の設置及び取付管布設工事

1) 着工前

現地でポール等を立てて明示し、施工範囲をテープ等で示すこと。

2) 使用材料

3) 舗装版取り壊し状況

4) 取付管掘削状況

本管の土被り、掘削幅が確認できるもの。

5) 本管せん孔状況

専用ホルソーでのせん孔が確認できるもの。

6) 支管取付状況

7) 取付管布設状況

8) 埋め戻し状況

埋め戻し材料の使用及び転圧状況が確認できるもの。

9) 路盤施工状況

路盤厚（舗装は上層、下層路盤）が確認できるもの。

10) 仮復旧状況

11) 本復旧施工状況

12) 基礎厚状況（山砂又は改良土）

13) 公共樹設置状況

自在曲管の使用が確認できるもの。

14) 埋め戻し状況

埋め戻し材料の使用及び転圧状況が確認できるもの。

15) 公共樹設置深さ状況及び完了状況

内径、深さが確認できるもの。市章、汚水マークの確認できるもの。

(様式第 1 号)

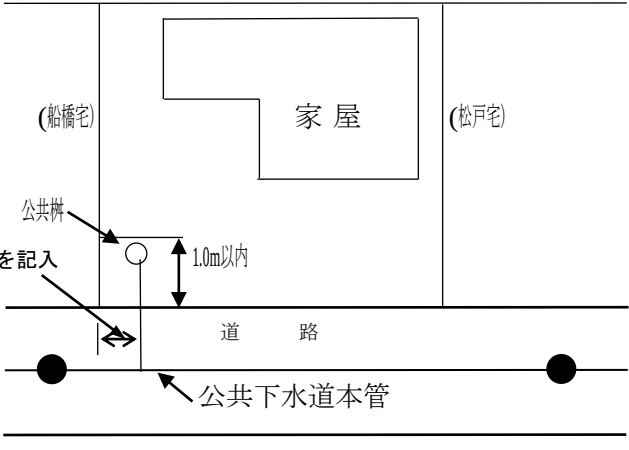
公共下水道（公共枿・取付管）設置位置申請書

令和 年 月 日

鎌ケ谷市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

公共下水道（公共枿・取付管）の設置位置について、下記申請地に下図のとおり設置していただきたく申請します。なお、工事完了後の移設等については自費にて工事いたします。

申 請 地	鎌ケ谷市		
家屋所有者	住 所		氏 名
位 置 図	汚水枿 ・ 雨水枿		記入例： 位置図は道路、建物及び隣地など、枿の位置が全体の中で確認できるように記入して下さい。
			

※ 注意事項：公共枿は、道路と宅地の境から枿を含めて1．0 m以内に設置します。

公共下水道設置承諾書		
鎌ケ谷市長 様		
土地所有者 住 所 氏 名		
土 地 の 所 在	面積 (㎡)	土地の利用形態の別
鎌ケ谷市		宅地・道路・その他 ()
鎌ケ谷市		宅地・道路・その他 ()
1. 土地の使用料、占用料は無償とします。 2. 設置する下水道本管、マンホール及び枿等(以下「施設という。」)は、鎌ケ谷市が所有します。 3. 施設の維持管理は鎌ケ谷市が行うものとします。 4. 施設の設置期間は施設の存続する間とし、同期間中は施設に損傷を及ぼす行為は行わないものとします。 5. この土地において、転売、その他により土地所有者に変更が生じた場合は、この承諾書に関する権利、義務は継承するものとします。		

使用材料特記仕様書

1. 人孔鉄蓋は、鎌ヶ谷市型マンホール（「鎌ヶ谷市型公共下水道用鋳鉄製マンホール蓋仕様書」平成26年2月策定、平成26年4月運用：による）を使用すること。
2. 硬質塩化ビニール管の保管は原則として屋内とし、やむを得ず屋外に保管する時は不透明シートをかけ直射日光を避け、蒸気がこもらないように風通しの良い状態に保ち管の変形に留意すること。
3. 使用材料を現場に搬入する際現場代理人は、材料の寸法・形状・外観をチェックし規格に合わないものや仕上りに問題のあるものは、搬入させないこと。
4. 使用材料は現場搬入後、監督員に材料の寸法・形状・外観の確認を受け、使用すること。

過積載による違法運行の防止に対する特記仕様書

請負者は、工事施工にあたって次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柢装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柢装着車、不表示車等を土砂等の運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たって、下請事業者及び骨材の納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分に指導すること。

高度技術・創意工夫・社会性等に関する特記仕様書

請負者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

別添様式

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名		請負者名	
項 目	評 価 内 容		
☐ 高度技術	☐ 施工規模		
	☐ 構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事	
	☐ 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用	
	☐ 自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象条件の影響 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等	
	☐ 周辺環境等、 社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・振動・水質汚染等環境対策 作業スペースの制約・現道上の交通規制 廃棄物処理	
	☐ 現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化への対応	
	☐ その他		
☐ 創意工夫	☐ 準備・後片付け		
	☐ 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫	
	☐ 品質関係		
	☐ 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫	
	☐ 施工管理関係		
	☐ その他		
	☐ 社会性等 地域社会や 住民に対す る貢献	☐ 地域への貢献 度	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

1. 該当する項目の□に マーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名				／
項 目		評価内容		
提 案 内 容				
(説 明)				
(添 付 図)				

説明資料は、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。